

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高梁市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密の保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県高梁市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>・高齢者の医療の確保に関する法律及び市条例等の規定により、後期高齢者医療保険料の徴収、各種申請及び届出の受付等の事務を行う。</p> <p>・特定個人情報は、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①障害認定に関する申請の受付②被保険者の資格の取得及び喪失に関する届出の受付③資格確認書の交付の申請の受付及び引渡し④資格確認書の返還の受付⑤葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付⑥保険料の額に係る通知書の引渡し⑦保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付⑧保険料の徴収猶予の申請に対する岡山県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し⑨保険料の減免に係る申請書の提出の受付⑩保険料の減免の申請に対する岡山県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し⑪申告書の提出の受付
③システムの名称	・後期高齢者医療システム、収納消込／滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・資格ファイル・賦課ファイル・収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表の85の項</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2, 3, 6, 13, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 115, 125, 131, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中第一欄(情報照会者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄(事務)に「後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(115、116の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課 市民生活部市民課
②所属長の役職名	税務課長 市民課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高梁市松原通2043番地 総務部総務課行政情報係(TEL0866-21-0209)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高梁市松原通2043番地 総務部税務課市民税係(TEL0866-21-0214) 市民生活部市民課健康保険係(TEL0866-21-0258)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー記載の申請書等の取り扱いはあるが、システム入力作業はなく、システムへは住基から連携されたデータを使用しているため人為的ミスが起こる可能性は極めて低い。また当該申請書等は施錠できる書棚等に保管し、月締めで後期高齢者医療広域連合に郵送する際には、宛先に間違いがないかダブルチェックを行うことを徹底している。これらの対策を講じているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じての提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー記載の申請書等は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。システムにアクセス可能な職員は、静脈認証とID、パスワードによる認証により限定し、パスワードは定期的に変更するようシステムから警告が出る仕組みとなっている。また、アクセス可能な職員は年度ごとにシステムを管理している後期高齢者広域連合へ名簿を提出することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対応は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部保険課	健康福祉部医療連携課	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険課長 上森一正	医療連携課長 大場基成	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名)
平成28年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	高梁市松原通2043番地 健康福祉部保険課健康保険係(TEL0866-21-0258)	高梁市松原通2043番地 健康福祉部医療連携課健康保険係(TEL0866-21-0258)	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	医療連携課長 大場 基成	医療連携課長 丹正 さとみ	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名)
令和3年7月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部医療連携課	健康福祉部介護医療連携課	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和3年7月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療連携課長 丹正 さとみ	介護医療連携課長	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名から役職名への変更)
令和3年7月9日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	高梁市松原通2043番地 健康福祉部医療連携課健康保険係(TEL0866-21-0258)	高梁市松原通2043番地 健康福祉部介護医療連携課健康保険係(TEL0866-21-0258)	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和3年7月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和4年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護医療連携課長	地域医療連携課長	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和4年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	高梁市松原通2043番地 健康福祉部介護医療連携課健康保険係(TEL0866-21-0258)	高梁市松原通2043番地 健康福祉部地域医療連携課健康保険係(TEL0866-21-0258)	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和7年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	(前略) ③被保険者証の交付の申請の受付及び引渡し ④被保険者証の返還の受付 ⑤被保険者資格証明書の交付の引き渡し(後略)	(前略) ③資格確認書の交付の申請の受付及び引渡し ④資格確認書の返還の受付 ⑤葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付(後略)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条 3. 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)第54条	1. 番号法第9条第1項 別表の85の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	事後	番号法別表第二の廃止に伴う見直し
令和7年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項(1、80、83の項)(別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務が含まれる項(82の項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠)第43条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、165、166、173の項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中第一欄(情報照会者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄(事務)に「後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(115、116の項)	事後	番号法別表第二の廃止に伴う見直し
令和7年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部介護医療連携課	総務部税務課 市民生活部市民課	事後	重要な変更にあつたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和7年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護医療連携課長	税務課長 市民課長	事後	重要な変更にあつたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長)
令和7年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	健康福祉部介護医療連携課健康保険係(TEL0866-21-0258)	総務部税務課市民税係(TEL0866-21-0214) 市民生活部市民課健康保険係(TEL0866-21-0258)	事後	重要な変更にあつたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	重要な変更にあつたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(時点修正)
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	重要な変更にあつたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(時点修正)
令和7年4月1日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用		(適用なし)	事後	様式改正による項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加